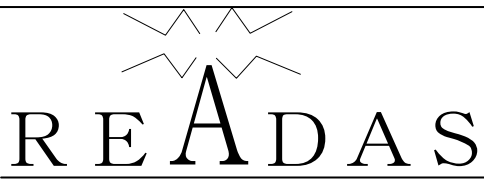


第 5462 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 5月 9日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 グリーン投資減税の改正

Q：グリーン投資減税が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A：風力発電設備の即時償却が平成28年3月31日をもって廃止されました。

【解説】

グリーン投資減税とは、青色申告法人が、平成23年6月30日から平成28年3月31日までの間にエネルギー環境負荷低減推進設備等（太陽光発電設備、風力発電設備、新エネルギー利用設備等、二酸化炭素排出抑制設備等及びエネルギー使用制御設備）を取得して、1年以内に事業の用に供した場合には、一定の要件の下、取得価額の30%の特別償却（中小企業者は特別償却と7%の税額控除との選択適用）を認めるという制度です。なお、平成28年3月31日までに取得等をした風力発電設備については、即時償却が認められていました。

この制度が、税制改正によって2年延長されると共に次のように見直されました。

①対象設備の見直し

太陽光発電設備について自家消費型設備に限定、自家消費型の風力発電設備を追加、エネルギー使用制御設備を除外とされました。

②即時償却制度の廃止

風力発電設備の即時償却制度が平成28年3月31日をもって廃止となりました。また、税額控除の対象資産から車両運搬具が除外されました。

